明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院五）　一

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三一一）　一
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二二〇）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二二一）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇四九）　三
○保安林の指定を解除する件（同一〇五〇～一〇五二）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一一四）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通九三〇）　五
○国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示（同九三一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九三二～九三四）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一六九、一七〇）　五
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（同一七一）　六
○道路に関する件（東北地方整備局八五～八八）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一八九）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局五四～五六）　六
○都市計画に関する件（中部地方整備局九三）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一二八）　七
○道路に関する件（中国地方整備局六四）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一二五、一二六）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　法務省　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
保障契約証明書の無効について（関東運輸局）　七
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建築基準適合判定資格者の登録の削除関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三〇
会社その他

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄中「健康局及び医薬・生活衛生局（生活衛生及び食品安全に係る経理を除く。）」を「健康・生活衛生局及び医薬局、検疫所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。